

第21回 法人(3):権利能力のない社団

2013/06/21

松岡 久和

再掲載（話が終わっている箇所は簡略化）

【法人の不法行為】（E91-95頁、佐367-373頁）

Case 20-3 次の場合、法人Yは被害者Xに対しどの条文を根拠に不法行為責任を負うか。

- 1) Yの理事Aが自らの利益を図るため、Yの名前でXから借入を行ったが、諸事情からみて、XはAの意図を知らなかったものの知りえた場合
- 2) Yの理事AがXとの契約交渉の場で激昂してXを殴り怪我を負わせた場合
- 3) Yの従業員Bが食品衛生法に反する添加物を使用した商品を製造しXに販売したため、Xが転売先からの返品や顧客喪失で大損害を被った場合
- 4) 製造会社Yの食品管理体制がずさんで食中毒事件が発生し、Xら多数の消費者に健康被害が生じた。Y社の製造工程に問題があったことはわかったが、具体的にどういう経緯で菌が混入したかまではその後の調査によっても判明しなかった場合

1 代表理事その他代表者の不法行為と法人の責任（一般法人78条・197条）

1-1 要件

- ①理事その他の代表者が不法行為（709条）を行ったこと
- ②不法行為がその職務を行うについて行われたこと
- ③当該行為が理事の職務に属さないことについての被害者の**善意・無重過失**

←外形に対する信頼、表見代理規定との関連性

判例 P I 35（市長の違法な手形振出しは抽象的権限内。相手方には過失があり過失相殺）

P I 36（公金横領した収入役の違法な手形振出しと貸付金受領。借入契約は無効。金銭受領は権限内）

P I 37（町長の違法な手形裏書きで相手方に重過失があるとして責任を否定。破棄自判は誤記）

※**事実的不法行為**では③は不要

1-2 効果

法人自身が損害賠償責任を負う

加害者の709条による個人責任と併存（不真正連帯債務）：賠償した法人は加害理事等から求償可能

☆一般法人78条と110条の関係はどうなるか

①選択可能説

②表見代理優先適用説：表見代理の成否の検討が先で、表見代理が成立すれば損害はなく不法行為責任は成立しない。

根拠条文 \ 相手方の態様	悪意	善意・重過失	善意・軽過失	善意・無過失
110条	×	×	×	○
一般法人77条5項	×	×	○	○
一般法人78条	×	×	○	○

整理表 無権限取引と表見代理・不法行為

上2段は法律行為責任、最下段は不法行為責任

善意・軽過失の被害者との関係では、法人の責任は過失相殺（722条2項）によって軽減される

2 使用者責任（715条及びその特則としての国賠1条）⇒詳しくは民法第四部

- ・従業員（被用者）が法人（使用者）の事業の執行につき加害した場合に使用者が責任を負う。賠償した使用者は被用者に対する求償が可能
- ・国家賠償法では、加害公務員個人が直接責任を負ったり、国・自治体から求償を受けるのは、故意・重過失のある場合に限られる（前者は解釈。後者は国賠1条2項）

3 法人の組織体責任（709条）⇒詳しくは民法第四部

- ・加害者個人が特定できなくても、組織体として加害を防止する措置を欠いた場合には、法人自身に直接709条を適用して責任を問える可能性がある

条文	事項	直接加害者	責任負担者	加害者の個人責任	加害者への求償
一般法人78条		代表者	法人	可能（前提）	可能
715条		被用者	法人（使用者）	可能（前提）	可能だが制限されうる
709条		法人自身	法人	—	—
国賠1条		公務員	国・自治体	故意重過失の場合のみ可能	故意重過失の場合のみ可能

【権利能力のない社団】（E81-83頁、佐375-384頁）

Case 21-1 Y₁は、Y₂・Y₃ほか20名の会員によって組織されている同好会で、会員から月額2000円の会費を徴収して、会の連絡や会場を借りる費用に当てていた。会は、毎月の例会と年1回の総会を開き、今年度は、Y₂を代表幹事、Aを会計担当に選任した。

Y₂とAは会員親睦旅行を企画したが、Y₃ら3名が都合がつかなかったり親睦旅行に会のお金を使うことに反対したので、賛同した17名だけが現地集合の形で旅行を行うことになり、Aが参加者のみから宿泊代金を各自3万円ずつ集めた。Y₂はホテルXに「Y₁同好会代表Y₂」として宿泊者の具体的氏名は明らかにすることなく17名の宿泊を申込み、前金としてAに1万円をX旅館の銀行口座に振り込ませた。

旅行当日、Aは預かった宿泊代金を持ち逃げして行方不明となってしまった。Xは、Y₁・Y₂・Y₃に宿泊・飲食代として計50万円を請求できるか。

1 権利能力のない社団とは

- ・実態として社団であるが法人格が認められないため完全な権利能力がないもの

- 例 ①特別法がないため法人設立の採れなかった中間団体
 ②法人設立の採れなかった社団
 ③法人設立手続中の社団

※権利能力は事実上一部分認められているので（訴訟の当事者能力。民訴29条）、「法人格のない社団」とか「完全な権利能力までは認められない社団」というのが厳密な表現。組合にも民訴29条を（類推）適用（判例 最判昭37・12・18民集16巻12号2422頁）

※「権利能力のない財団」もある

判例 P I 46（育英財団の二重設立行為の場合、認可前も先の財団の機関に基本財産は帰属）

P I 47（設立認可中の財団の代表者は代表者の資格で振り出した手形について個人責任を負わない）

2 組合関係としての処理の問題点

- ①組合員には出資義務はあるが（667条）、団体の活動に足る独自財産の確保は保障なし（→組合員の分割的個人債務）
- ②組合の常務は構成員各自が組合の名で執行可能（670条本文）
- ③組合財産は組合員の「合有」（668条）←→組合の名前での不動産登記は不可。構成員が多いか流動的だと共有登記は困難。代表者名で登記する以外に危険。
- ④組合員が脱退する場合、持分の払戻請求が可能（681条）
 ←→持分権事態が長期存続を予定している団体の独自財産の維持を阻害
 例 大学のボート部の購入したボートに対する卒業生の権利？・新入生の権利？
- ⑤組合員個人の債権者は、組合員を脱退させれば払戻請求権を差押え可能

⑥組合員は組合債務についても、損失負担割合に応じた無限責任

※組合に独立した法人格なし⇒組合財産は組合員個人財産。団体財産と構成員の個人財産は不峻別

⑦組合員には解散請求権がある（683条）

←→社団の構成員の内部争いで社団の存立が危殆化

⑧組合員に残余財産分配請求権（688条2項）

←→非営利法人には不適切

3 判例・伝統的通説による解決

3-1 基本方針：社団としての実態を有しているものには社団の規定を類推適用

要件 ①組織性：団体の意思決定・業務執行・対外的代表機関の存在

②多数決原則：総会の決議や複数理事（理事会）の決定

③構成員の変更によっても影響されない団体の存続：構成員の資格・加入や脱退の定め・除名の定め等についての規約の存在

④団体内容の確定性：代表方法・総会運営・財産管理等

判例 P I 40（賃借人が社団か構成員かが争点）による定式化。権利能力のない社団の成否は結論に影響なし（内田）

※判例は必ずしも4要件を厳密には必要としておらず、むしろ構成員の財産と団体の財産の分離を重視するとの指摘も有。また、血縁団体につき多数決原則を要件としない判例有（P I 41）

※権利能力のない財団では、①出捐者の個人財産から分離独立した基本財産、②運営組織、が要件（上記P I 47）

3-2 内部関係：基本的には法人規定の類推

・規約（≒定款）による事務処理

・規約は総会／評議員会での多数決で変更可能

判例 最判平12・10・20判時1730号26頁（承諾しなかった者も拘束）

・規約にない事項は総会の多数決

・規約・総会決議の範囲内での理事／理事会の決定権

判例 最判昭61・9・11判時1214号68頁（社団としての実態を有しないゴルフクラブの理事会決議により会員とゴルフ場経営会社との間の契約により定められた預託金につき据置期間の延長を決めても拘束力なし）

・理事会における多数決

・退会の自由

判例 P I 45（自治会からも退会可能。入居時の契約の趣旨により退会しても共益費支払い義務有）

3-3 財産関係・対外関係

・団体の財産は構成員の**総有**：管理处分権は団体にあり、構成員は持分権なし→払戻請求権も残余財産分割請求権もない＝団体財産と構成員財産の分離

判例 P I 42（法人格のない労働組合から脱退した組合員の組合財産分割請求を否定）

・預金などは代表者の肩書付のものが認められていた（近時、マネーロンダリング対策で難化）

・不動産登記は肩書付の代表者名義の登記も不可←登記官に実質的審査権なし、財産隠匿のおそれ⇒全員ないし複数理事の共有名義登記か、代表者の個人名義登記

判例 P I 44（留日華僑北省同郷連合会事件：代表者交代の移転登記請求を肯定）

・代表者の債権者が代表者名義の財産を差し押さえても団体は第三者異議の訴え（民執38条）で排除可能。

★代表者の無権限処分の場合の94条2項類推適用の可否

類推適用否定説：真正の登記不可⇒社団に帰責性なし←→法人となることは容易

裁判例 仙台高判昭61・3・28判タ621号110頁

類推適用肯定説：複数理事の共有登記など違法処分防止方法があるため社団に帰責性あり

・社団の債権者は社団財産を引き当てとできる

判例 最判平22・6・29民集64巻4号1235頁（社団相手に勝訴判決を得た場合、個人名義の不動産に執行するには、①執行文の付された債務名義正本＋②当該不動産が当該社団の構成員全員の総有に属することを確認する旨の債権者・登記名義人間の確定判決その他これに準ずる文書を要する）

・構成員は社団債務につき責任を負わない（**物的有限責任**）←→社団の実体次第：営利団体では個人責

任併存

判例 P I 43（東北食品栄養協会事件）

3-4 解散

- ・総有構成に忠実なら、全員の同意がないと総有の廃止（→単純共有）は不可だが……

判例 最判平16・4・20民集58巻4号841頁（岡山大学学友会事件：大学は設立趣旨に反する学友会の承認を取り消して解散を決定できるとして囑託員の解雇を有効とした）

【法人格の否認の法理】（E82頁コラム④）

- ・会社の所有と経営が分離していない会社に構成員とは別人格であるという形式を重視すると不当な結論となるような場合、問題となっている法律関係に限って、信義則もしくは権利濫用により、法人格がないのと同じ扱いをすること。

- ・2つの類型

①法人格の濫用

例 会社の債務を弁済せず資産を新会社に譲渡して営業を継続した場合
不動産の譲渡人が第一買主を害する目的で目的不動産を自己が支配する会社に第二譲渡し先に登記を具備した場合

②法人格の形骸化

例 実質的にAの個人会社であるYを賃借人とする賃貸借契約につき賃貸人XがAとの訴訟上の和解で明渡しを合意したが、Aが和解の効力はYには及ばないと主張する場合。
経営者Yの法人なりした個人企業Aにめぼしい資産がないときに、従業員Xに対する労災の責任をY個人は負わないと主張する場合。

- ・学説は、既存の法規や法理による解決を模索すべきであるとして安易な使用には批判的
→詳しくは商法第二部（会社法）で

【参考文献】

星野英一「いわゆる『権利能力なき社団』について」民法論集第1巻（有斐閣、1970年）
阿久澤利明「権利能力なき社団」星野ほか編『民法講座(1)』237-289頁（有斐閣、1984年）
道垣内弘人「団体構成員の責任」ジュリスト1126号70頁（1998年）
内田貴『民法I [第4版]』213-230頁（東大出版会、2008年）

※レジュメ中の図は、内田214頁・219頁の図を参考に自作したものである。